

成績評価に関する規程

第1章 総則

(総則)

第1条 学則に定める授業科目の評価に関しては、この規程の定めるところによる。

第2章 評価基準

(成績の評価)

第2条 成績評価は原則として学期末(前期、後期)に行う。

(成績評価の方法)

第3条 成績評価は、各授業科目の総合成績(実習を含む)を100点満点とし、60点以上を合格とする。ただし、1点未満の端数があるときは、四捨五入する。また、成績証明書への記入は以下の段階評価で行う。

A (100～80点) B (79～70点) C (69～60点) D (59点以下)

2. 追試験の成績評価は得点の9割とする。
3. 再試験の成績評価は、成績結果が60点以上であっても60点とする。
4. 臨床実習の成績評価の規程は別に定める。

(履修認定)

第4条 各授業科目の総授業回数数の3分の2以上出席し、前条第1項の規定においてC評価以上取得した者に対して履修を認定する。

附 則

この規定は令和2年4月1日から施行する。